



環 廃 第 2 4 4 号  
平成30年7月23日

管理番号:

静岡県知事 川勝 平太



## PCB含有安定器の所有者調査について(お願い)

県では、人体に有害なポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)を、法に定められた期限までに確実に処理するよう、対象者への指導や県民の皆様への周知・広報等に全力で取り組んでいるところです。

このたび、**PCBを含有した安定器**(照明器具の裏側や内部に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置)については、**2021年3月末の処理期限が間近に迫っている**ことから、この所有状況を把握するため、**PCB含有安定器の所有者調査**を県民の皆様をお願いすることにいたしました。

ついては、ご多忙中のところ大変恐縮ですが、同封した調査票に必要事項を記入の上、返信用封筒(切手不要)にて返送いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 調査の概要

- 調査の実施者：静岡県
- 調査対象建物：**昭和32年1月から昭和52年3月までに建築された事業用建物等**  
(ビル、店舗、事務所、作業所、倉庫等。ただし、店舗兼住宅等の併用住宅は含みません。)
- 調査のねらい：上記の**調査対象建物に設置された照明器具には、PCBを含有した安定器が使用された可能性がある**ため、所有者の方に簡易な作業で確認していただき、回答をお願いするものです。

#### 2 調査の回答期限

調査票は、**平成30年8月31日(金)まで**に返送してください。

#### 3 あなたの調査対象建物の所在地

あなたの所有している建物のうち、以下の所在地にある建物です。

※上記の所在地は建物登記簿に記載してある情報のため、通常用いる住居表示とは(地番表記などにおいて)異なる場合があります。

《裏面に続く》

## 4 回答方法

- ・調査票の記入には**照明器具の簡易な確認作業が必要**です。
- ・確認作業は、別紙「**確認作業の手引き**」に従ってください。

## 5 注意事項

- ・**ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ**ください。
- ・高所での確認作業を行う場合、蛍光灯等の照明器具を取り外したり、安定器に触れたりする場合は、**転落や感電することがないように、安全に十分注意**してください。
- ・安定器が破損したり、液漏れが発生したりしている場合は、**取扱いについて十分注意**してください。

### ① お問い合わせ窓口(調査票の記入方法、照明器具の確認方法等についてのお問合せ)

(1) 9月28日(金)まで

問合せ先：静岡県PCB調査事務局

電話番号：0120-325-278 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00 (土日祝日は除く)

(2) 10月1日(月)以降

問合せ先：静岡県くらし・環境部廃棄物リサイクル課

電話番号：054-221-3728

受付時間：平日9:00～17:00 (土日祝日は除く)

---

### ② PCBの危険性や処理の仕方など基本的なことについてはこちらへ

問合せ先：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団(環境省委託業務)

電話番号：0120-907-033 (フリーダイヤル)

受付時間：平日10:00～17:00 (土日祝日は除く)

受付期間：平成30年8月31日(金)まで

調査実施者：静岡県くらし・環境部  
廃棄物リサイクル課  
担当 井上・三枝

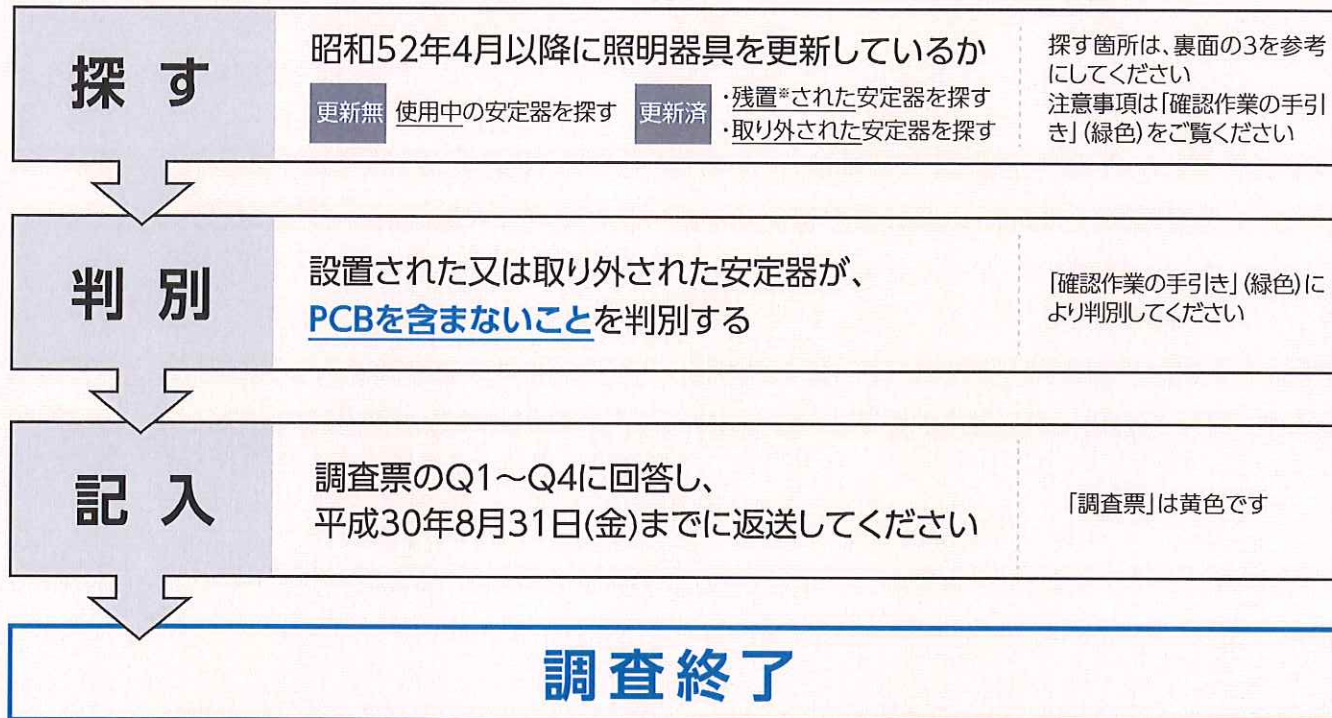
調査受託業者：(株)NTTマーケティングアクト

# まずはじめにお読みください

この調査は、静岡県があなたにお願いする重要な調査です。  
次の「探す」「判別」「記入」の順で作業していただく簡易な方法による調査で、濃度分析などは不要です。  
高所での作業を行う場合は、安全に十分注意してください。

<全体の流れ>

<お願いする作業>



※「残置」とは、使用済みの安定器を撤去せず全部又は一部が放置されている状態のことです。

## ■ PCB・安定器に関する基本情報

### 1 PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

電気機器の絶縁油等として様々な工業製品に利用されていましたが、有害物質と判明して以降、製造が禁止されました。

なお、PCBを含有した安定器は昭和47年に製造が禁止され、昭和52年4月以降は流通していないことが判明しています。

### 2 安定器とは

照明器具の裏側や内部などに設置されて、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、照明器具の種類によって蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器があります。

設置例



安定器の  
保管例



裏面につづく

### 3 過去にPCB含有安定器が発見された箇所

発見された場所	設置されていた例	残置されていた例
天井裏や壁際・梁	事務室の天井裏や工場の壁際・梁	更新した照明器具の付近
照明器具内	—	LEDランプに交換した器具内
エレベータ	エレベータの照明器具内	—
敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上	屋外灯等の照明器具内	
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等	倉庫、電気室、機械室等の照明器具内	

発見された場所	発見された状況
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等	取り外された安定器が、むき出しのまま又は段ボールなどに入れられて放置

### 4 PCB特別措置法に基づく所有者の義務

PCBを含有した電気機器等(使用中のものも含む)の所有者には、①静岡県知事への届出義務、②処理期限までに適正に処理する義務があります。

- ①PCB含有安定器の所有が判明した場合は、直ちに静岡県知事へ届出
- ②静岡県内のPCB含有安定器の処理期限は2021年3月31日まで

#### 《Q&A》

#### Q 調査対象はなぜ昭和52年3月以前に建築された建物なのですか？

A. PCBを含有した照明器具の安定器は昭和52年4月以降流通していません。  
よって、昭和52年3月までに建築された建物(に設置されている安定器)を調査対象としています。

#### Q 住宅部分も調べる必要がありますか？

A. 家庭用の照明器具にはPCB含有安定器は使われていないことが分かっているため調査不要です。

#### Q PCBを含有した安定器が見つかりました。どうすればいいですか？ また、処分のための費用はかかりますか？

A. 法律で定められた処理施設(JESCO)で処分する必要があります。また、処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担ですが、処分の費用については助成制度を利用できる場合があります。処理の手続きや助成制度について、下記にご連絡いただければ詳しく説明いたします。

【問合わせ受付】  
静岡県PCB調査事務局

☎ **0120-325-278** 平日9:00~17:00

(10月1日以降は静岡県廃棄物リサイクル課(054-221-3728))

## Ⅲ PCBを含んでいないと判別できる製品の表示 (平成29年4月現在)

会社名		PCBを含んでいないと判別できる表示
1	岩崎電気(株)	・製造年が昭和47年9月以降 ・内蔵安定器を示す形式に「GLJ」, 「GHI」を含む器具、及び「PEI」から始まる形式
2	NECライティング(株) (旧:新日本電気)	・製造年が昭和47年9月以降 ・社名が「NECホームエレクトロニクス」, 「日本電気ホームエレクトロニクス」, 「日本電気シリコン」又は「NECライティング株式会社」 ・型番末尾が「A」, 「B」, 「C」又は「D」(ロー・低力型) , 及び「AE」, 「BE」, 「CE」又は「DE」(ラビッド管電力型)
3	オーテリック(株) (旧:オーヤマ照明/旧:大山電機工業)	・製造年が昭和47年9月以降 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーテリック」 ・型番の最初が「F1」
4	コイズミ照明(株) (旧:小原産業(株))	(PCB含有器具の販売はなし)
5	皇和電機(株)	・製造年が昭和47年9月以降 (低力型タイプを示すもの)
6	大光電機(株)	・製造年が昭和47年9月以降 (低力型タイプを示すもの) ・型番が「D」から始まる「フルフラット3桁」 例) 「DCU」, 「DBF」等
7	東芝ライテック(株) (旧:東京芝浦電気, 旧:和光電気)	・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」 ・形名に「GLJ」又は「RLJ」 ・形名の数字表記部分が5桁
8	日立アライアンス(株) (旧:日立照明/ 日立製作所の取扱もあります)	・社名が「日立アライアンス」, 「日立ライティング」又は「日立照明」 ・製造年月が昭和48年以降 (製造年が記載されていない)(低力型タイプを示すもの) ・内蔵安定器を示す形式が「F1」, 「LF1」, 「LH1」, 「LHC1」, 「LS1」, 「LSC1」, 「RF1」, 「RH1」, 「RS1」, 「RSC1」以外
9	パナソニック(株) (旧:松下電器産業, 旧:松下電工)	・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」
10	パナソニック(株) (旧:三菱電機)	(器具での判別はHP参照)
11	三菱電機照明(株) (旧:三菱電機)	・社名が「三菱電機照明」 ・器具型番末尾が「E」又は「F」 (低力型タイプを示すもの) ・円形蛍光灯
12	山田照明(株)	・40W1灯用 100V/0.5A以上、200V/0.25A以上 ・40W2灯用 100V/1A以上、200V/0.5A以上の低力率

●詳細は、各メーカーにお問い合わせるか、日本照明工業会HPを参照ください。  
(<http://www.jima.or.jp/kanky/pcb/index.htm>)

## 確認作業の手引き

### Ⅰ 調査対象建物の照明器具を「探す」ときの注意事項

#### 1 「探す」場所

- ・事務所、工場、倉庫、店舗、アパート(共用部や外灯に限る)などの照明器具を探してください。
- ・使用していない建物内外も探してください。
- ・事業用建物と兼用である住宅部分は対象外です。
- ・調査対象建物内の照明器具については、可能な限り全数を調査してください。

#### 2 「昭和52年4月以降に照明器具を更新」について

- ・照明器具そのものの更新であって、「蛍光灯の交換」は対象外です。
- ・建物の譲渡により入手した場合などで更新状況が不明な場合は、設置されている照明器具の安定器がPCBを含んでいないことを判別してください。

#### 3 「使用中の安定器を探す」

- ・照明器具は、天井だけでなく、足元灯や屋外灯も対象です。
- ・使用していない室内も対象です。

#### 4 「残置された安定器を探す」

- ・照明器具が更新されていても古い安定器だけが(配線を切断された状態等)残置されている事例が見られます。
- ・水銀灯については、照明器具と安定器の設置場所が離れている場合があります。

#### 5 「取り外された安定器を探す」

- ・倉庫や物置、作業スペースの片隅に取り外された安定器が放置されている場合があります。
- ・何年か中身を確認していない箱などがある場合は、念のため、開封して中身の確認をお願いします。

### 6 その他の注意事項

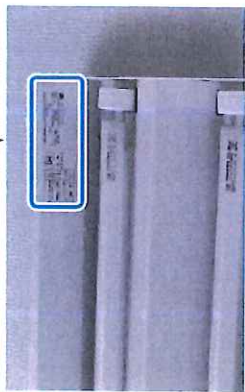
- (1) 高所での作業
  - ・高所での作業を行う場合、蛍光灯等の照明器具を取り外す場合は、転落や感電することのないよう、安全に十分注意してください。
  - ・安定器にできる限り触れないでください。
  - ・照明器具カバーを取り外すなどの作業は、安全面などの観点から、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者などに相談することをお勧めします。(有料)
- (2) 破損した安定器
  - ・安定器が破損している場合や、液漏れが発生している場合は、取扱いについて十分注意してください。

## II 安定器がPCBを含んでいないことを判別する方法

### 1 現在使用中の安定器の場合

判別は①照明器具のラベルの確認、②安定器の銘板確認の順で行います。  
①で判別できない場合は、②を行います。

#### ① 照明器具のラベルを確認する



照明器具には、照明器具カバーなど左の写真のような「ラベル」がついていますので、安全を確認しながら記載内容を確認します。

ラベル拡大図

製造年が昭和48年(1973年)以降に製造された器具はPCBを含んでいない

「Hf」の表示があればPCBを含んでいない

低力率(0.85又は85%未満)の器具はPCBを含んでいない

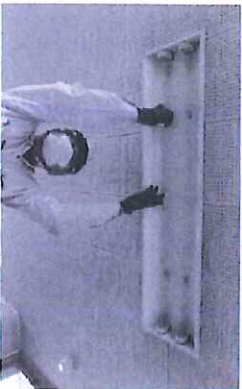
まず、下の3つのポイント

- ・製造年
- ・力率
- ・「Hf」表示

を調べて1つでも該当すれば、PCBを含んでいないと判別します。

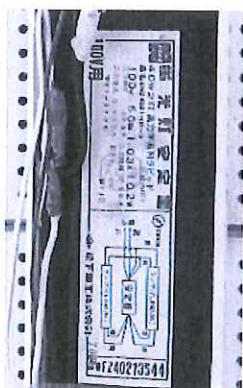
次に、「Ⅲ PCBを含んでいないと判別できる製品の表示」(4ページ)があれば、PCBを含んでいないと判別します。

#### ② 安定器の銘板を確認する



〈照明器具カバーの取り外し作業〉

照明器具カバーを取り外すなどして、安定器を探して「銘板」を確認します。



〈銘板〉

銘板に、「Ⅲ PCBを含んでいないと判断できる製品の表示」(4ページ)があれば、PCBを含んでいないと判別します。

それでも確認できない場合は、日本照明工業会のホームページで確認するか、メーカーに問い合わせてください。  
また、銘板が剥がれてしまっている又は汚れていて読めない場合には、「PCBを含んでいる」とします。

＜安定器がPCBを含まれていないことを確認する際の注意事項＞

- ・感電事故を防止するため、必ず電源やブレーカーを切ってから行ってください。
- ・高所の作業の場合は、脚立や補助員の確保など転落防止を図ってください。
- ・高所作業や電気器具を取扱う作業が危険と思われる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者(ビル管理法の対象のビルにおいてはメンテナンス会社)等に御相談することをお勧めします。(有料)

### 2 残置された安定器の場合

「1 現在使用中の安定器の場合」により判別します。

### 3 取り外された安定器の場合

「1 現在使用中の安定器の場合」の「② 安定器の銘板を確認する」により判別します。  
安定器が破損したり、液漏れが発生したりしている場合は取扱いに十分注意して安全対策をお願いします。

「安定器がPCBを含まれていないことを確認する方法」について、不明なことは以下までお問合せください。

静岡県PCB調査事務局

0120-325-278

平日9:00~17:00

(10月1日以降は静岡県廃棄物リサイクル課(054-221-3728))

# PCB含有安定器に関する調査票

この調査票を平成30年8月31日(金)までに返信用封筒にて返送してください。  
なお、上記期限を過ぎて回答がない場合、電話でお問合せさせていただく場合があるのでご承知願います。

## ■ 記入者情報をご記入ください

記入内容について事務局が確認させていただくことがありますので、必ず連絡先(記入者氏名、電話番号)を記入してください。

なお、回答いただいた内容は本調査の目的以外には使用しません。

管理番号						宛名下に記載の 7桁の管理番号を記入してください。
記入年月日	平成30年		月		日( )	
事業所名 【※個人の場合は 筆頭者氏名】	見本					
事業所住所 【※個人の場合は 筆頭者住所】						
記入者氏名				電話番号	-	-

全ての方にお尋ねします。

Q1

あなたの調査対象建物の照明器具についてお尋ねします。  
照明器具の有無や昭和52年4月以降の更新について教えてください。

該当するものに○印をつけてください。(各項目○は1つ)

場 所		照明器具の有・無	昭和52年4月以降の更新(照明器具が有の場合のみ)
使用中又は 残置	天井にある照明灯	有 ・ 無	全て更新済 ・ 一部更新済 ・ 更新していない
	足元灯、誘導灯 などの室内灯	有 ・ 無	全て更新済 ・ 一部更新済 ・ 更新していない
	外 灯	有 ・ 無	全て更新済 ・ 一部更新済 ・ 更新していない
取外し 済	倉庫・物置き などの内部	有 ・ 無	—
	その他	有 ・ 無	—

- 更新しているか否か不明な場合は、照明器具の安定器が、PCBを含有していないことを判別した上で、Q3、Q4に回答してください。
- 「残置」とは、使用済みの安定器を(配線を切断された状態等で)撤去せず、全部又は一部が放置されている状態のことです。

裏面につづく

Q1で「全て更新済」「一部更新済」と回答した方にお尋ねします。

Q2

取り外した安定器を別の場所に保管していますか？  
又、新しい安定器に更新した後、撤去しないで残置していますか？

該当するものに○印をつけてください。(○は1つ)「有」の場合は安定器のおおよその個数を記入してください。

取り外した安定器の有無

有 (約          個) ・ 無

残置した安定器の有無

有 (約          個) ・ 無

Q2で「有」と回答した方にお尋ねします。

Q3

保管又は残置している安定器はPCBを含んでいますか？

安定器がPCBを含んでいないことを判別する場合は、確認作業の手引き「II 安定器がPCBを含んでいないことを判別する方法」(緑色)をよく読んでから回答してください。該当するものに○印をつけてください。(○は1つ)

PCB含有の有無

全て含んでいない ・ 一部が含んでいる ・ 全て含んでいる

Q1で「一部更新済」又は「更新していない」と回答した方にお尋ねします。

Q4

昭和52年4月以降更新していない(使用中の)照明器具の安定器は、  
PCBを含んでいますか？

安定器がPCBを含んでいないことを判別する場合は、確認作業の手引き「II 安定器がPCBを含んでいないことを判別する方法」(緑色)をよく読んでから回答してください。該当するものに○印をつけてください。(○は1つ)

PCB含有の有無

全て含んでいない ・ 一部が含んでいる ・ 全て含んでいる

調査終了です。ご協力ありがとうございました。

この調査票を平成30年8月31日(金)までに返信用封筒にて返送してください。

なお、上記期限を過ぎて回答がない場合、電話でお問合せさせていただく場合があるのでご承知願います。